

さいたま市告示第770号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を廃止したので、さいたま市建築基準法施行細則（平成13年規則第215号）第13条の2第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月27日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路廃止の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区鈴谷二丁目549番15、同番24、同番25、同番26、554番15、同番16、同番17、555番2、同番3の各一部
- (2) 指定の年月日 昭和43年4月27日
- (2) 指定の番号 第244号
- (4) 廃止の年月日 令和8年4月27日
- (5) 道路の幅員 4.0m
- (6) 道路の延長 65.70m